



命 令 書

申 立 人 埼玉県川口市
たすけあい労働組合
執行委員長 A1

被 申 立 人 和歌山県有田郡有田川町
Y法人
代表理事組合長 B1

上記当事者間の埼労委令和4年(不)第3号 A 不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、令和5年5月25日第951回公益委員会議において、会長・公益委員青木孝明、公益委員甲原裕子、同山下三佐子、同山崎仁枝及び同村上文が出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

本件申立てを棄却する。

理 由

第1 事案の概要

本件は、①申立人が令和4年6月22日に団体交渉を申し入れたのに対し、被申立人が本件申立時までにおいて団体交渉に応じなかったことが、労働組合法(以下「労組法」という。)第7条第2号の不当労働行為に該当するとして、②被申立人が申立人に対し、被申立人事務所への立入り及び使用並びに同事務所敷地内へののぼり旗・掲示板等の設置を拒否したことが、労組法第7条第3号の不当労働行為に該当するとして、救済を申し立てられたものである。

第2 申立人の請求する救済内容の要旨

- 1 申し入れた団体交渉について誠実に応じること。
- 2 被申立人事務所への立入り及び使用並びに同事務所敷地内へののぼり旗・掲示板等の設置を認めること。
- 3 被申立人は、埼玉県労働委員会において、労組法第7条第2号及び第3号に該当する不当労働行為が認定された旨及び今後は、誠実に団体交渉に応じ、労働組合活動を阻害するような支配介入を繰り返さないよう誓約する旨の文書を臨時総代会で手交するとともに、被申立人の職場の正面玄関の見やすい場所に14日間掲示すること。

第3 争いのない事実

1 当事者

(1) 申立人

たすけあい労働組合（以下「組合」という。）は、肩書地に所在し、令和2年12月8日に結成された労働組合であり、申立時の組合員数は21名である。また、令和4年6月2日、Y法人 分会（以下「分会」という。）が被申立人従業員の A2（以下「A2」という。）1名をもって設立された。

(2) 被申立人

Y法人（以下「Y法人」という。）は、肩書地に所在し、昭和26年9月22日に設立された、水産資源の管理及び水産動植物の増殖等を業とする水産業協同組合法に基づく法人である。申立時の従業員数は1名である。

2 本件申立てに至るまでの経緯

(1) 令和4年6月2日、組合はY法人に対し、A2が組合に加入したこと及び組合の分会を結成した旨通知する文書を手交した。

(2) 令和4年6月3日、組合はのぼり旗を、Y法人事務所敷地の入口に設置した。

(3) 令和4年6月9日、Y法人事務所において、組合の執行委員長 A1（以下「A1 執行委員長」という。）とY法人の理事及び監事7名とで面談が行われた。このとき、Y法人の代表理事組合長 B1（以下

「B1組合長」という。)は、組合に対し、Y法人事務所の使用及び同
事務所敷地内におけるのぼり旗・掲示板等の設置について拒否し、の
ぼり旗の撤去を求めた。

- (4) 令和4年6月21日、組合はY法人に対し、同月9日のB1組合長のY
法人事務所を使用させないという発言が労組法第7条第3号に該当す
る可能性があるとする旨の令和4年6月21日付け「抗議ならびに要求
文」と題する文書を手交した。

同日、Y法人は組合に対し、組合がY法人事務所敷地内に設置して
いるのぼり旗について、撤去するよう求めるとともに、Y法人の土
地・建物内への無断立入り、及び旗などの組合関係物の設置を認めな
い旨の文書を手交した。

- (5) 令和4年6月22日、組合はY法人に対し、令和4年6月21日付け
「団体交渉申入書」と題する文書を手交した。内容は以下のとおりで
あった。

団体交渉申入書

たすけあい労働組合は、 Y法人 に対して、下記のとおり団体
交渉を申し入れます。

6月24日までに、たすけあい労働組合総合支部 Y法人 分会まで書面
で返答してください。

記

1 団体交渉日時

令和4年6月27日以降の10日以内で指定してください。

2 場所

Y法人 分会事務所 和歌山県有田郡有田川町徳田113-9

3 出席者

Y法人 側：理事

(B1 氏・ B2 氏・ B3 氏・ B4 氏・ B5 氏)

たすけあい労働組合側：執行委員長他組合員及びオブザーバー

4 要求事項

当労働組合ののぼり旗、掲示板等の組合活動の使用ないし設置について

5 連絡先

たすけあい労働組合総合支部 Y法人 分会
和歌山県有田郡有田川町徳田113-9

- (6) 令和4年6月24日、Y法人は組合に対し、令和4年6月21日付け「団体交渉申入書」に対する返答は、同月24日までにできないため、改めて返答する旨の文書を郵送した。
- (7) 令和4年6月26日、Y法人は、組合ののぼり旗を撤去し、同月28日に組合に引き渡した。
- (8) 令和4年6月28日、組合はY法人に対し、令和4年6月21日付け「団体交渉申入書」への返答を1週間以内にするよう求める旨の令和4年6月28日付け「勧告文」と題する文書を郵送した。
- (9) 令和4年6月末頃、Y法人事務所の入口に「たすけあい労働組合 Y法人分会事務所」と記された紙が貼り付けられ、事務所内に掲示板が設置された。
- (10) 令和4年7月8日、Y法人は組合に対し、組合がY法人事務所内に設置している掲示物及び配布用ビラ並びに事務所入口に貼られた「分会事務所」と明示する掲示物を撤去するよう求める旨の令和4年7月7日付け「警告文」と題する文書を郵送した。
- (11) 令和4年7月10日、Y法人は組合に対し、令和4年6月21日付け「団体交渉申入書」に記載された要求事項について「貴たすけあい労働組合ののぼり旗、掲示板等の組合活動の使用ないし設置について」ということでよいか内容を確認する旨の令和4年7月9日付け「確認書」と題する文書を郵送した。
- (12) 令和4年7月14日、組合はY法人に対し、要求事項は令和4年6月21日付け「団体交渉申入書」のとおりである旨及び今後の文書送達については電子メール又はファクシミリによることを求める旨の令和4年7月14日付け「令和4年7月9日付の「確認書」なる文書の回答」と題す

る文書をファクシミリにより送付した。同文書には別紙として、団体交渉の方法等について定めた「 Y法人 団体交渉 確認事項 1」が付されていた。内容は以下のとおりであった。

Y法人 団体交渉 確認事項 1

- 【日時】 Y法人 と協議によって決める。
【場所】 Y法人
【方法】 新型コロナウイルスの感染拡大等、双方の日程も考慮してリモートによることもある。

当日の団体交渉の内容

要求事項、労使の主張、問題点の整理、証拠等の提示、合意事項について1度の団体交渉を長時間で行うのではなく、数回の期日に分けて行います。
(おおむね、60分以内のものを数回)

1. 要求事項の確認
2. 今後の団体交渉の整理手続き
3. 本日の合意事項
4. 次回期日の決定

尚、労使それぞれの主張は次回以降の期日で行います。

※団体交渉は誠実、公明正大の行うために、録音、録画を労使双方で行うものとする。

- (13) 令和4年7月26日、Y法人は組合に対し、令和4年7月25日付け「 Y法人 団体交渉確認事項 1」なる文書の回答」と題する文書を郵送した。内容は以下のとおりであった。

「 Y法人 団体交渉確認事項 1」なる文書の回答

記

(略)

Y法人 団体交渉確認事項 1について

「日時」 Y法人 と協議によって決める
この件につきましては、合意とさせていただきます。

「場所」 Y法人
この件につきましては合意しかねます。

こちらとしましては、別施設の会議室を準備させて頂く方法で検討させていただきます。

「方法」新型コロナウイルス感染症の感染拡大等、双方の日程も考慮してリモートによることもある

この件につきましては貴労働組合と一度協議をさせていただいた上で決めたいと思います。こちらとしては、やはり貴労働組合と直接お会いして交渉をさせて頂くべきだと思っております。

(略)

なお、貴労組より今後の文書送達については電子メールもしくはFAXでお願いしますが、当Y法人事務員兼貴労組の組合員である A2 氏が現在も体調がすぐれないとのことで出勤欠勤がまばらですので事務所の電子メールやFAXが使えず送れないこと、ご了承ください。よって、今後も簡易書留にて送らせて頂きます。ご理解の程、よろしくお願い致します。

3 本件申立て及びその後の経緯

- (1) 令和4年7月28日、本件申立てがなされた。
- (2) 令和4年7月29日、組合はY法人に対し、組合の団体交渉申入れに対し開催日時の返答がない不誠実な対応が不当労働行為に該当する旨及び1週間以内に団体交渉開催日時等について返答を求める同日付け「警告文」と題する文書をファクシミリにより送付した。
- (3) 令和4年8月10日、Y法人は組合に対し、開催日時、場所等について回答するとともに、対面形式での団体交渉開催を求める旨の令和4年8月9日付け「令和4年7月29日付けの「警告文」なる文書への回答」と題する文書を郵送した。
- (4) 令和4年8月17日、組合はY法人に対し、令和4年8月30日午後3時からリモート方式で団体交渉を行うよう求める旨の令和4年8月17日付け「団体交渉の申し入れ」と題する文書を送付した。
- (5) 令和4年8月21日、Y法人は組合に対し、令和4年8月30日に対面形式での団体交渉を求める旨の同月20日付け「団体交渉の申し入れに対する返答、提案、質問」と題する文書を郵送した。

(6) 令和4年8月23日、組合はY法人に対し、令和4年8月30日にリモート方式で団体交渉を行うよう求める旨の同日付け「団体交渉の申し入れ」と題する文書をファクシミリ及び郵送により送付した。

(7) 令和4年8月29日、Y法人は組合に対し、リモート方式での団体交渉を承諾する旨の同日付け「令和4年8月23日付の団体交渉の申し入れに対する返答」と題する文書を郵送した。

(8) 令和4年8月30日午後3時から午後3時50分まで、リモート方式により第1回団体交渉が開催された。なお、議題及び出席者は以下のとおりであった。

- ・ 議 題 ア 組合ののぼり旗、掲示板等の設置について
 イ A2 組合員に対する B1 組合長のパワハラ発言について
- ・ 出席者 (組合) A1 執行委員長
 (Y法人) B1 組合長、 B3 理事、 B4 理事

(9) 令和4年10月21日午後3時から、リモート方式により第2回団体交渉が開催された。

第4 争 点

- 1 組合が、令和4年6月22日に団体交渉を申し入れたのに対し、Y法人が、本件申立後の同年8月30日まで団体交渉に応じなかったことは、団体交渉の拒否に当たり、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当すると言えるか。〈争点1〉
- 2 Y法人が、組合に対し、Y法人事務所への立入り及び使用並びに同事務所敷地内におけるのぼり旗・掲示板等の設置を拒否したことは、労働組合運営への支配介入に当たり、労組法第7条第3号の不当労働行為に該当すると言えるか。〈争点2〉

第5 判 断

- 1 組合が、令和4年6月22日に団体交渉を申し入れたのに対し、Y法人が、本件申立後の同年8月30日まで団体交渉に応じなかったことは、団体交渉の拒否に当たり、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当すると言えるか。〈争点1〉
 - (1) 当事者の主張の要旨
 - ア 組合の主張の要旨

Y法人が、本件申立時において、令和4年6月22日及びその後2回にわたる合計3回の団体交渉申入れに対して返答せず、団体交渉を拒否したことは、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たる。

本件申立後、団体交渉には応じるようになったが、団体交渉の日時を調整するに際し、ファクシミリ、メール、電話等の通信機器を使用せず、書留郵便による書面のやり取りのみで行われるため、混乱が生じている。また、Y法人は、第1回団体交渉の申入れに対する返答について組合執行委員長が和歌山県内にいたにも関わらず、返答書面を申立人所在地の埼玉県に書留で郵送したため、組合は、当該返答書面を受け取りに埼玉県へ戻らなければならなかった。こうしたY法人の対応は、到底誠意ある対応とは言えない。

イ Y法人の主張の要旨

Y法人は、団体交渉を拒否しておらず、本件申立時点では、団体交渉の開催に向けて申立人との調整が続いている状況であった。その後、誠実に団体交渉は実施されており、Y法人の対応が不当労働行為となる余地はない。

組合は、書面の郵送のみでは団体交渉日時の調整に時間がかかると主張するが、交渉の相手方との連絡手段は当事者に委ねられている。組合の従前の言動を踏まえたとき、書面の到達が確実に確認できる書留郵便によるやり取りによるべきであると考え、書留郵便の送付による連絡を行っている。書面でのやり取りを行うことでY法人が不当に団体交渉を遅延させた事実もない。

実施方法につき合意に時間がかかったものの、双方調整の上、8月30日には第1回団体交渉が開催されており、当該団体交渉が本件申立後の8月30日となったのは、団体交渉拒否に当たらず、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当しない。

(2) 当委員会の判断

本件申立時において、令和4年6月22日及びその後2回にわたる合計3回の組合の団体交渉申入れに対して、Y法人から返答がなかったことが団体交渉拒否であると組合は主張する。

争いのない事実によれば、組合は令和4年6月22日に団体交渉を申し入れたが、組合とY法人との間で、団体交渉が開催されたのは、本件申立後の同年8月30日であった。

これが、労組法第7条第2号により禁じられている「使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒む

こと」に当たるかどうか検討する。

組合は、令和4年6月2日にY法人に対し、Y法人が雇用するA2が組合に加入したこと及び組合の分会を結成したことを通知し、同月22日には、組合はY法人に対して、団体交渉を申し入れ、交渉日時についての返答を同月24日までに書面で返答するよう求めた。

これに対し、Y法人は令和4年6月23日に組合に対し、団体交渉申入れに対する返答は同月24日までにできないので、改めて返答する旨の文書を発出したところ、同月28日、組合はY法人に対し、「勧告文」と題する文書を発出し、当該文書到着後1週間以内に団体交渉日時について返答するよう求めた。

その後、令和4年7月9日から同月25日まで、両当事者間で、団体交渉事項、交渉方法(対面によるか、リモート方式によるか)及び文書の送達方法などを巡る調整が文書により行われていたところ、同月28日に本件が申し立てられたものである。

なお、Y法人が組合に対し同月25日付けで発出した文書は、対面での団体交渉を求めるとともに、文書送達については今後も簡易書留により送るとした内容であった。

以上のとおり、本件申立てに至るまで、Y法人は、組合からの団体交渉申入れに関して、その都度文書により対応しており、団体交渉そのものを拒絶する意思を示したとするような事実は認められない。その後も、Y法人は、交渉日時や交渉方法について組合とのやり取りを継続し、交渉日時を調整して、令和4年8月30日、組合の希望どおりリモート方式(Zoom)による団体交渉に応じている。また、当該団体交渉の日程を調整するに当たり、Y法人が殊更開催を先延ばしにしようとした意図も認められない。

したがって、本件申立時点では、まだ団体交渉は開催されていなかったものの、組合からの団体交渉申入れに対し、Y法人がこれを正当な理由なく拒否したとまでは言えず、Y法人の対応が労組法第7条第2号の不当労働行為に該当するとは認められない。

2 Y法人が、組合に対し、Y法人事務所への立入り及び使用並びに同事務所敷地内におけるのぼり旗・掲示板等の設置を拒否したことは、労働組合運営への支配介入に当たり、労組法第7条第3号の不当労働行為に該当すると言えるか。〈争点2〉

(1) 当事者の主張の要旨

ア 組合の主張の要旨

Y法人は、組合に対し、令和4年6月9日の面談等において、Y法人事務所への立入りや使用、同事務所敷地内におけるのぼり旗、掲示板等の設置を拒否してきた。これは、組合を嫌悪しての施設管理権の濫用と言え、組合の弱体化を目的としたものであり、労組法第7条第3号の不当労働行為である。

なお、のぼり旗設置については、Y法人のB2理事及びB5理事に許可を受けており、無断で行ったことではない。Y法人内部で正常な話し合いも持たず、B1組合長が一方的に労働組合活動を排除する目的で、施設管理権を濫用したのである。

イ Y法人の主張の要旨

Y法人が所有し管理する施設の管理権はY法人にあり、組合に対してその使用や掲示板等の設置等を認めるかはY法人の判断に委ねられている。B1組合長において、組合の活動を弱体化させる意図は何ら有しておらず、組合を嫌悪して施設利用を拒否したなどということは全くない。B1組合長はY法人の施設を管理する権限を有する者として、組合に施設を利用させる必要性も相当性もないと判断しているにすぎない。Y法人が、組合に対し、Y法人事務所への無断での立入り及び使用並びに同事務所敷地内におけるのぼり旗・掲示板等の設置を拒否したことは、組合への支配介入に当たらず、労組法第7条第3号の不当労働行為に該当しない。

(2) 当委員会の判断

争いのない事実によれば、令和4年6月9日、B1組合長は、組合に対し、Y法人事務所の使用や立入り、のぼり旗・掲示板等の設置を拒否した。

組合は、このY法人の施設利用拒否は、組合を嫌悪しての施設管理権の濫用であって、組合の弱体化を目的とするものであり、労組法第7条第3号の不当労働行為であると主張する。

本来、使用者の施設はその事業目的を達成するためのものであって、労働組合であるからといって、当然に使用者の施設を利用する権限を有するものではないし、使用者において組合活動のために労働組合が当該施設を使用するのを受忍すべき義務を負うというものではないことは言うまでもない。

本件においても、Y法人施設の利用を許さないことが施設管理権の濫用であると認められる特段の事情がない限り、使用者の施設管理権の正当な行使であると言わざるを得ない。

この点、組合は、2人の理事の許可を受けていると主張するが、「代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。」（水産業協同組合法第39条の3第2項）とされていることから、Y法人の業務に関する行為をする権限を有しない他の理事から組合が施設利用の許可を得ることはできないと解されるべきである。

本件申立時において、組合に所属する21人の組合員のうち、Y法人の雇用者は1人のみであり、組合がY法人施設を利用する必要性は必ずしも大きいとは言い難く、また、Y法人が殊更組合を嫌悪していたとする事実も見受けられず、施設管理権の濫用と言えるような特段の事情についても疎明がない。

したがって、Y法人が組合に対し、Y法人事務所への立入り及び使用並びに同事務所敷地内におけるのぼり旗・掲示板等の設置を拒否したことは、組合運営への支配介入に当たるとは言えず、労組法第7条第3号の不当労働行為に該当するとは認められない。

第6 法律上の根拠

よって、当委員会は、労組法第27条の12及び労働委員会規則第43条に基づき、主文のとおり命令する。

令和5年5月25日

埼玉県労働委員会

会長 青木 孝明

上記は命令書の写しである。

令和5年6月23日

埼玉県労働委員会事務局長 山本 好志